

令和2年4月14日

市内就労継続支援事業所  
就労移行支援事業所 管理者各位

深谷市福祉健康部障害福祉課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅での就労継続支援等について

今般の新型コロナウイルスへの対応に伴い、標記の件について、既に3月6日付けご案内させていただいておりますが、実施するにあたり報告書等を新たに定めることといたしました。

つきましては、別添資料（別紙1～3）をご確認の上ご対応いただきますよう、よろしくご願ひいたします。

【別添資料】

- （別紙1）新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な取扱いについて（就労継続支援・就労移行支援を在宅で提供することについて）
- （別紙2）臨時的な在宅でのサービスの支援体制に関する報告書（就労継続支援・就労移行支援）
- （別紙3）臨時的な在宅でのサービス利用者の報告（就労継続支援・就労移行支援）

担当  
支援第一係 金井（雅）  
電話 571-1011

令和2年5月1日

市内就労継続支援事業所  
就労移行支援事業所  
生活介護事業所 管理者各位

深谷市福祉健康部障害福祉課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅での支援について

今般の新型コロナウイルスへの対応に伴い、既に4月14日付け深谷市福祉健康部障害福祉課長通知において、在宅での支援についてご案内させていただいておりますが、サービス提供に係る要件等について下記のとおり改めることとします。

また、要件の変更に伴い報告書の様式についても別紙のとおり変更いたします。なお、報告書を既に提出されている事業所におかれましては、再提出の必要はございませんが、変更後の要件を考慮したうえでご対応いただきますようお願いいたします。

記

■サービス提供に係る要件⑦（就労継続支援・就労移行支援）

変更前	在宅で実施する個別支援については、指定特定相談支援事業所と連絡調整のうえ、各利用者の個別支援計画に盛り込むこと。
変更後	在宅での支援内容等について個別支援計画を作成し利用者に同意を得ること。また、利用者の家族、計画相談事業所、利用者が入居しているグループホーム、利用者が入所している入所施設に在宅支援の内容を説明し、事前に調整すること。

■サービス提供に係る要件⑤（生活介護）

変更前	原則、居宅へ訪問し支援を行うこと。 <u>利用者から居宅への訪問を拒否された場合などは、電話等の方法で利用者の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援を行うこと。</u> また、居宅介護等のサービス利用が必要であれば、速やかに計画相談支援事業所と調整すること。
変更後	原則、居宅へ訪問し支援を行うこと。 <u>ただし、訪問による支援が困難な利用者については、電話等による健康管理や相談支援等の支援を行うこと。</u> また、居宅介護等のサービス利用が必要であれば、速やかに

	計画相談支援事業所と調整すること。
--	-------------------

■障害福祉サービス費の請求について（就労継続支援・就労移行支援・生活介護）

変更前	請求方法については、従来どおり埼玉県国民健康保険団体連合会へ請求していただきます。
変更後	請求方法については、従来どおり埼玉県国民健康保険団体連合会へ請求していただきます。なお、実績記録票の備考欄に支援内容を簡潔に入力したうえで請求してください。 (例) 電話連絡による支援／訪問による支援

■日報等の開示について（就労継続支援・就労移行支援・生活介護）

変更前	報酬の支払いに関して提供された支援内容等を確認する必要がある場合は、日報等をご開示ください。
変更後	支援内容等について日報等を作成するとともに、サービス提供記録についても作成し、支援内容等を記載してください。また、障害福祉サービス費の支払いに関して必要がある場合は、深谷市に対して支援内容の記録を開示してください。

担当

支援第一係 金井（雅）

電話 571-1011

令和2年8月18日

市内就労継続支援事業所  
就労移行支援事業所 管理者各位

深谷市福祉健康部障害福祉課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅での支援について

今般の新型コロナウイルスへの対応に伴い、既に深谷市福祉健康部障害福祉課長通知（令和2年4月14日付け、令和2年5月1日付け）において、在宅での支援についてご案内しておりますが、令和2年6月19日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第6報）」において、就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用に関して、今後の取扱いが示されましたので、サービス提供に係る要件について下記のとおり改めることとします。また、報告書の様式についても別紙2のとおり変更いたします。

なお、サービス提供に係る要件を改めたことに伴い、現在も継続して在宅支援を実施している事業所におかれましては、令和2年9月4日（金）までにEメールまたはFAXにて別紙2及び別紙3を再度提出していただきますようお願いいたします。

記

■サービス提供に係る要件（就労継続支援・就労移行支援）

変更前	変更後
① 常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。	① <u>通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。</u>
② 1日2回は、連絡、助言又は進捗状況の確認等の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練	② <u>在宅利用者の支援にあたり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されている</u>

等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。

② 緊急時の対応ができること。

④在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

⑤事業所職員による訪問、利用者による通所又は電話等により評価等を1週間につき1回は行うこと。

⑥在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。また、事業所はその通所のための支援体制を確保すること。ただし、通所によることが困難な場合は、事業所職員による訪問又は電話等により評価等を行うこととして差し支えない。

⑦在宅での支援内容等について個別支援計画を作成し利用者に同意を得ること。また、利用者の家族、計画相談事業所、利用者が入居しているグループホーム、利用者が入所している入所施設に在宅支援の内容を説明し、事前に調整すること。

こと。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。

③緊急時の対応ができること。

④在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

⑤事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

⑥在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

⑦ ⑤が通所により行われ、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥による通所に置き換えて差し支えない。

⑧在宅での支援内容等について個別支援計画を作成し利用者に同意を得ること。また、利用者の家族、計画相談事業所、利用者が入居しているグループホーム、利用者

	<u>が入所している入所施設に在宅支援の内容を説明し、事前に調整すること。</u>
--	---

■報告先について

宛先 深谷市役所福祉健康部障害福祉課  
メールアドレス syougai@city.fukaya.saitama.jp  
FAX 番号 048-574-6667

担当  
支援第一係 金井（雅）  
電話 048-571-1011